



# 鳥取県公報

平成 28 年 10 月 28 日(金)  
第 8 8 4 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (645) (東部振興課) . . . . . 2
- 土地収用法による事業の認定 (646) (県土総務課) . . . . . 2
- 松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (647) (西部総合事務所農林局) . . . . . 4
- ◇ 調達公告 落札者の決定 (県土総務課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第645号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成28年12月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成28年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人山陰エコライフ研究所

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

衣川 益弘

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市南吉方三丁目110

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、家庭の生活や事業活動に係る省エネルギー、創エネルギー及び山陰の気候風土に合った脱炭素社会の構築に関する調査研究、並びにこれらの活動を実践する人材の育成を行うとともに、その成果を広く地域等に還元することにより、地球温暖化防止の推進に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第646号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

岩美町

2 事業の種類

岩美町立渚交流館体験拠点機能拡充事業

3 起業地

(1) 収用の部分 岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

岩美町立渚交流館体験拠点機能拡充事業（以下「本件事業」という。）は、岩美町立渚交流館について、山陰海岸ジオパークにおける自然体験活動やジオパーク学習の拠点施設としての機能を拡充整備しようとするものであり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な予算について、一般財源、地方債、県支出金により予算措置を講じているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

岩美町の浦富海岸を含む山陰海岸は、平成22年にユネスコが支援する世界ジオパークネットワークへの加盟を認められた。「ジオパーク」は、保護及び保存のみならず、自然体験、教育学習活動及びツーリズムなどを通じ、地域の持続可能な社会・経済発展を育成するよう定められている。

起業者である岩美町では、渚交流館をシーカヤックやシュノーケルといったジオパークの自然を体験する活動の拠点施設として位置付け、体験参加者の受付を行っているが、現在混雑が著しい状況にある。シャワー設備、研修室等の機能を備えた更衣棟を新設することで、現在の混雑状況を解消し、より多くの参加者を受け入れられるようになり、このことは山陰海岸ジオパークの振興拠点施設としての機能を十分に発揮でき、ジオパークの目的、効果をより広範に実現することにつながり、町の活性化にも資すると考えられる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、起業地は自然公園法（昭和32年法律第161号）による山陰海岸国立公園の第2種特別地域、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく名勝及び天然記念物浦富海岸の第2種保護地区に指定されている。起業者は、両法令の基準に基づき、屋根（形態、勾配）、高さ（13m以内）、色彩の基準を遵守することはもとより、周囲の景観と調和させるため既存施設と同色系にするほか、建物高さを既存施設よりも低く抑え、風致景観の阻害とならないよう配慮するとしており、また、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定については、自然体験活動や学習拠点としての機能が十分に発揮されるよう既存の渚交流館と隣接し整備することが必要である。既存施設の北側は、環境及び景観に与える影響が大きく、東側には河川、南側には国道があり、いずれも本事業の整備には不向きである。既存施設の隣接土地を検討した結果、起業地が選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

近年来館者数は増加傾向で、特に体験活動の利用者は平成23年度の948人から平成27年度の3721人へと急増している。しかし、更衣室、シャワー、トイレの設備が十分でないため、多くの待ち時間と利用者への不便が生じており、参加申込みを断らなければならない状況になることもある。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富675-1

岩美町役場 商工観光課

**鳥取県告示第647号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

米子市及び境港市の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成28年11月17日から平成29年3月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**調 達 公 告**

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名          | 国道482号（つく米バイパス）わかさ氷ノ山トンネル工事（交付金改良）   |
| 2 契 約 方 式          | 一般競争入札   |
| 3 落札者を決定した日        | 平成28年8月3日  |
| 4 落札者の名称及び所在地      | 国道482号（つく米バイパス）わかさ氷ノ山トンネル工事（交付金改良）鴻池・青木あすなる・栗山特定建設工事共同企業体<br>広島県広島市中区八丁堀2-31 |
| 5 落 札 価 格          | 2,708,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 入 札 公 告 日        | 平成28年5月13日   |
| 7 落 札 方 式          | 最低価格落札方式   |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 会計管理者庶務集中局集中業務課<br>鳥取市東町一丁目220   |